

公共工事における中東情勢を踏まえた資材入手状況のモニタリング特別体制について

中東情勢に伴い公共工事に必要な資材の価格や納期などの先行きの不透明さが高まっているため、危機管理の観点から資材入手状況のモニタリング特別体制の運用を開始することとしたので報告します。

1 目的

公共工事の入札・契約後に石油由来の資材入手状況が短期的・一時的に大きく変化し、価格や納期の見直しを余儀なくされる可能性がある案件で、特に予定していた予算の範囲を著しく超える蓋然性が高い案件を事前に把握し、入札前に事業の見直しや先送りを判断できるようにするため。

2 対象

今年度に工事費予算が措置された公共事業のうち、今後入札に進む予定であり、石油由来の資材が必要な案件（予算措置前の案件は対象外）

3 資材入手状況のモニタリング特別体制

(1) 資材入手状況のモニタリング特別体制

- ① 石油由来の資材の入手状況について、関係課が分担して市内事業者を含む関係事業者にも毎月アンケート調査を実施する。
- ② 関係課は調査結果等を参考にして、入札・契約後に価格や納期の見直しを余儀なくされる可能性がある案件で、特に予定していた予算の範囲を著しく超える蓋然性が高い案件の有無を判断する。
- ③ 調査結果等を資産活用課が集約し、見直しや先送りが必要と考えられる案件がある場合、経営会議又は主管者会議で協議し決定する。

(2) 資材入手状況を踏まえた公共事業の実施に関する優先度の考え方

① 優先度の考え方

資材の供給制約の影響を見極めつつ優先して実施する案件は、公共事業の見直しや先送りが施設利用者、周辺住民及び市内事業者等に与える影響が大きい案件とする。

これ以外の案件で、入札・契約後に価格や納期の見直しを余儀なく

される可能性があり、特に予定していた予算の範囲を著しく超える蓋然性が高い案件について、見直しや先送りの可否を検討する。

②資材の供給制約の影響を見極めつつ優先して実施する案件の例

- ・施設利用者など第三者に対する事故等の危険性が高いことが確認されている案件
- ・状態監視に基づく保全改修案件
- ・各施設の現状を踏まえた施設所管課要望による改修修繕案件
- ・市内事業者で担える工事案件

これらの案件は、市内事業者が担う場合が多く、市内事業者への配慮の観点からも優先することとする。

③優先して入札を実施したが不調となった場合

入札が不調となった場合、今後の取扱いについて、経営会議又は主管者会議等で対応を判断する。

(3)運用期間

令和8年6月16日より運用を開始する。当面主要な建築資材の高騰や製品の入手困難が解消するまでの期間とするが、来年度以降については、運用状況を踏まえて第2期公共施設等総合管理計画の一部改定の中で検討する。

担当課 総合政策部資産活用課
財務部施設課